

## 職務内容書（理事長）

国民生活センターは、全国の消費生活センター等の中核的機関として、信頼性の高い消費者情報等を国民に提供することを役割としている。本ポストは、国民生活センター全体に係る業務を所掌・統括し、平成20年度から24年度までの中期目標、中期計画及び各年度計画に基づき、その達成に向けて的確に業務を遂行する。

### 1. 機関名：独立行政法人国民生活センター

（法人の業務概要）

国民生活センターは、昭和45年に特殊法人としてスタートし、平成15年に独立行政法人国民生活センター法により設立された消費者庁所管の独立行政法人である。国民生活の安定及び向上に寄与するため、消費者情報の提供、相談、商品テスト、研修、調査研究、裁判外紛争解決手続等を行っており、地方公共団体が設置している全国約590カ所の消費生活センター等の中核的機関として、信頼性の高い消費者情報等を国民に提供すること等を業務としている。主な業務内容は以下のとおり。

- （1）消費者からの苦情相談の受付・処理及び各地消費生活センターの相談処理の支援
- （2）P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）（以下P I O - N E T という）の運用による相談情報の収集・分析・提供及び調査研究、危害情報の収集・分析・提供
- （3）製品事故の原因究明等のための商品テストの実施及び行政機関や事業者への改善要望等
- （4）地方公共団体の消費者行政職員や消費生活相談員等を対象とした研修
- （5）マスコミ、出版物、ホームページ等を通じた広報・普及啓発
- （6）「重要消費者紛争」の解決に向けた裁判外紛争解決手続（ADR）

### 2. ポスト：理事長1名（下記業務全体を所掌）

- ・ 総務部業務
- ・ 経理部業務
- ・ 広報部業務

- ・ 情報部業務
- ・ 相談部業務
- ・ 商品テスト部業務
- ・ 研修部業務
- ・ 紛争解決委員会事務局業務

以上、1ポスト 1名

(任期、1年6ヶ月：～平成23年9月30日)

### 3. 職務内容

理事長は、法人を代表して法人全体の業務を総理し、以下の業務を所掌、統括する。

- ・ 国民生活センターの業務に関し、平成20年度から24年度までの中期目標、中期計画及び各年度計画に基づき、その達成に向けて的確に業務を遂行する。
- ・ 国は消費者庁関連三法施行後3年以内に、同センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずることとされており、これに向け、同センターの業務及び組織の検討を行う。
- ・ 以下の部局（職員総数約120名）に係る業務を管理し、その所掌事務に関して職員を指揮監督する。

#### ① 総務部

今次中期計画（平成20年度～平成24年度）においては、平成22年度の役職員に係る人件費の総額を平成17年度に比べて5%以上削減することとされている。また、人事評価制度の導入など国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施するとともに、給与水準の適正化に取り組むこととしている。

事業・組織に関しては、効率的な事業運営を行うために随時見直しを行うとともに、内部統制の体制整備に努めることとしている。

企画関係では、今次中期計画においては、消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、P I O-N E T等に蓄積されている情報等を分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等を取りまとめた結果について、消費者庁と緊密な情報共有を図ることとされている。

また、報道機関等を通じた情報提供については、P I O-N E T等で収集される情報を迅速に分析して取りまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、積極的に情報提供を行うこととされている。さらに、消費者庁や関係機関との緊密な連携を図るとともに、消費者問題の中核的機関として各地消費生活センター

との間で全国及びブロック別の所長会議等を通じて連携を図ることとしている。

これら業務の推進を図るとともに毎年度の業務実績を取りまとめて内閣府評価委員会に報告し、評価を受けることとなっている。

#### ②経理部

今次中期計画においては、一般管理費（人件費を除く）について、毎年度、前年度比3%以上を削減し、業務経費については、毎年度、前年度比1%以上の削減を行うこととされている。

随意契約の適正化を推進するため、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施することとされている。

また、事務所の企画運營業務の民間競争入札（市場化テスト）を実施し保有資産の有効活用を行うこととしている。

#### ③広報部

国民生活に関する苦情又は問い合わせに関する情報を収集及び管理するためのP I O-N E T等で収集された相談情報等を迅速に分析して取りまとめ、記者説明会の機動的開催等により情報提供を行っている。また、ホームページを利用した情報提供により、消費者の関心や問題性の高い情報を掲載することとしている。

#### ④情報部

今次中期計画においては、苦情相談の受付からP I O-N E T登録までの期間を抜本的に短縮するために、苦情相談情報の収集に関する業務体系を再検討し、苦情相談の受付情報が作成され次第、即時にP I O-N E Tへ登録する業務体系への転換を図ることとされている。

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを早期かつ迅速に抽出するための「早期警戒指標」を利用し、指標に基づく情報を消費者庁、地方消費生活センター等へ定期的に提供することが求められている。

「事故情報データバンク」を平成21年度末までに構築し、関係機関等とのネットワークを通じて、当該機関の保有する重大事故情報等の速やかな共有化を図るとともに、インターネットを活用して、事故情報をヒヤリ・ハット情報も含めて幅広く収集する必要がある。

#### ⑤相談部

事業者と消費者の間に生じた苦情の処理のあっせん及び相談における中核的な機関として積極的な役割を果たすこととしている。このため、各地の消費生活

センターにおいて適切かつ迅速な相談処理が行われるよう支援するための相談（経由相談）や消費者から直接寄せられる相談（直接相談）への対応を行っている。また、個人情報の取扱いに関する相談の受付、処理も行っている。

#### ⑥商品テスト部

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行う。また、消費者事故等の原因究明を図るために、消費者庁からの求めに応じ必要な協力を行うとともに、関係機関との連携強化、外部化を進め、企画立案業務を強化することとしている。また、中核的機関として、各地消費生活センターの依頼に応じて苦情処理のための商品テストを実施するとともに、商品テストの実施機関、実施状況等の情報を全国的に収集し、提供する役割を積極的に果たすこととしている。

#### ⑦研修部

地方公共団体の消費者行政担当職員や消費生活相談員及び企業の消費者窓口担当者等を対象として研修並びに消費生活専門相談員資格認定事業を行っている。

研修の実施に当たっては、各地の地理的条件を配慮して、地方都市においても実施することとしている。

#### ⑧紛争解決委員会事務局

改正国民生活センター法に基づき、国民生活センターに設置された紛争解決委員会は、消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、重要消費者紛争に関し和解の仲介等の手続を実施しており、手続きが円滑に実施されるよう事務局体制の整備・充実を図ることとしている。

### 4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で65歳未満であること。
- ・同センターが行う業務について、法人の長として適正かつ効率的に運営できる十分な能力を有していること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等において、総務、企画立案・総合調整、経理、情報処理・分析、法務を担当する部局のいずれかの管理経験を有し、50人以上の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。
- ・民間企業や国・地方公共団体、その他の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な能力を有していること。

- ・民間又は公共セクターにおける組織統廃合やリストラなどのプロジェクト及び労働組合との団体交渉の指揮を執るに十分な能力があり、同センターが進める平成22年度の役職員に係る人件費総額の平成17年度比5%以上の削減、人事評価制度の導入など国家公務員の改革を踏まえた人件費改革、給与水準の検討・適正化等の中期計画の実施に向け、リーダーシップを発揮できると認められること。
- ・民間又は公共セクターにおける収入支出予算の作成・執行、資金計画の作成、建物の維持管理等の経理に関する事項について十分な知識及び能力を有し、毎年度、①一般管理費（人件費を除く）の前年度比3%以上削減、②業務経費の前年度比1%以上の削減等の同センターが進める中期計画の実施に向け、リーダーシップを発揮できると認められること。
- ・その他、大学卒業程度の法律、経済・経営等に関する知識を有していること。

## 5. 勤務条件

### (1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
  - ・勤務地：相模原事務所（神奈川県相模原市）  
及び東京事務所（東京都港区）
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・給与：年収（約1,800万円（平成20年度実績。職責手当、特別手当及び業績給含む）及び通勤手当） ※在職期間により変動する
- ・福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（1回）
- ・危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり

### (2) 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
  - ① 一次選考（書類選考：履歴書、自己アピール文書及び職務経歴書等）
  - ② 二次選考（面接審査） ※面接会場は消費者庁（東京都千代田区）を予定（交通費は自己負担）
  - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て内閣総理大臣が任命
- ・公募による手続きで適任者が選考できなかった場合には、別途、外部の有識者による推薦の手続きにより選考を行う場合がある

### (3) 応募書類等

- ・履歴書（写真貼付）
- ・自己アピール文書（「国民生活センターの課題と目指すべき方向」に関する論述。A4版、横書き、2,000字程度（パソコン利用可）。自らがこ

のポストに適任であることをポイント毎に簡潔にまとめること。)

- ・職務経歴書（これまでの職務の経歴について、できるだけ具体的に記述すること。

A 4 版 3～5 枚程度)

※消費者問題等に係る学会や委員会等の活動歴があれば、別紙に具体的に記述してもよい。A 4 版 2～3 枚程度)

また、主な著述（論文、出版物等の著作）があれば、別紙に具体的に記述してもよい。A 4 版 2～3 枚程度)

## 6. 欠格事項等

独立行政法人通則法第 2 2 条の役員欠格条項及び第 6 1 条の役員兼職禁止条項に該当する者は理事長となることはできない。

(独立行政法人通則法

第 2 2 条

「政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることができない。」)

第 6 1 条

「特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。」 )